

一般財団法人 多山報恩会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人多山報恩会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は社会教育、社会福祉の振興に寄与すると共に、国際理解の促進、学術の発展に協力し、国家の隆昌と繁栄の一助となることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 敬神宗祖、生活改善、学術発展、産業の振興等に関する講演会、研修会等の開催
 - (2) 社会教育事業、社会福祉事業、慈善事業、その他公益に関する事業に対する援助及びこれらに関する功労者、善行者団体等の顕彰
 - (3) 海外からの留学生、研修生等の受入れ、及び国内からの短期海外派遣等国際学術文化交流の促進
 - (4) 奨学金の支給
 - (5) 不慮の災害に対する援助
 - (6) その他不動産貸付等この法人の目的を達成するために必要な事業
2. 前項各号に掲げる事業は、広島県内において行う。